

社会福祉法人 我孫子市社会福祉協議会
第7次我孫子市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人我孫子市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「我孫子市地域福祉活動計画」を策定するため、我孫子市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は委員13名以内で組織し、次に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に識見を有する学識経験者
- (2) 地域福祉に関する活動を行う団体の者
- (3) ボランティア・市民活動を行う団体の者
- (4) 高齢者福祉に関する活動を行う団体の者
- (5) 障害者福祉に関する活動を行う団体の者
- (6) 児童福祉に関する活動を行う団体の者
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他社協会長が必要と認める者

2 委員の任期は、我孫子市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に変更が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、「地域福祉活動計画」について、審議を行い、その結果を答申するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。
- 4 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社協事務局で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

附則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。